

令和2年11月定例会 総務委員会（付託）

令和2年12月8日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和3年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料1）

小澤警察本部長

令和3年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき報告いたします。

本県の治安情勢につきましては、資料上段に記載のとおり刑法犯認知件数、交通事故発生件数ともに減少傾向にある一方、DV、ストーカー、児童虐待等の人身安全関連事案が増加するなど、引き続き、諸対策を講ずる必要があると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた詐欺事件等も発生するなど、今後、新たな形態の犯罪にも注意を払う必要があります。

次に、資料左側の組織基盤の強化につきましては、徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、24時間体制で事案対応する交番の拡充を図るなど、パトロールの強化や犯罪の迅速な検挙に努めてまいります。

また、来春運用を開始する徳島中央警察署新庁舎に留置管理業務を集約させるなど警察力を最大限発揮するための組織体制を構築してまいります。

その他、新たな日常への対応として、オンライン会議の充実やウェブセミナー等による新たな採用活動も進めてまいりたいと考えております。

資料右側の活動重点につきましては、身近な犯罪の抑止や重要犯罪等の徹底検挙として、効果的な広報活動により特殊詐欺事件等の防止を図るとともに、サイバー犯罪等に対しては、民間事業者と連携を図るなどの的確な対応に努めてまいります。

また、科学技術の活用等により重要犯罪の早期検挙にも努めてまいります。

交通死亡事故の抑止等として、増加する高齢ドライバーによる交通事故に歯止めを掛けるため、高齢者に対する安全教育の更なる充実に努めるほか、自動車保管場所ワンストップサービス導入等、各種行政サービスの向上にも努めてまいります。

最後に、大規模災害、テロ等への対処として、南海トラフ巨大地震をはじめ各種災害等に迅速、的確に対処できるよう対処能力を強化するほか、徳島県警察施設長寿命化計画の実現により防災拠点となる庁舎の機能強化に努めてまいります。

以上、令和3年度に向けた警察本部の施策の基本方針について報告いたしました。

引き続き、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

浪越委員長

以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

今年4月1日から運用を開始した阿南・阿波両運転免許センターについてお伺いします。

開設前には、両センターの設置に伴い警察署の運転免許窓口が集約されることや出張更新場所も複数あるということで、県民への周知を徹底してもらいたいということを去年の9月定例会の付託委員会だったと思うのですが、そこで要望をさせていただいたところです。さきの6月定例会でも、コロナ禍によって、県下の運転免許センターの業務が一時停止したというふうに伺っているところではありますが、両センターの運用状況は順調にいつているのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

喜多交通企画課長

阿南・阿波両運転免許センターは、本年4月1日に運用を開始いたしまして、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け一時業務を停止いたしましたけれども、11月末現在、阿南センターで約1万1,000人、阿波センターで約1万4,000人が利用しております。阿南・阿波運転両免許センターの設置により、県民のより近くで即日交付をとのニーズに応えているものと認識いたしております。

岩丸委員

以前より多いんですか、大分増えているんですか。

喜多交通企画課長

人数の関係でありますけれども、阿南・阿波両運転免許センターの利用者と前年度の方面別警察署の利用実績を比較いたしますと、県南部、県西部方面ともに警察署窓口開設時に比べまして、センター利用者が増加している一方で、松茂町の運転免許センターの利用者が減少傾向にあるというところでございます。

岩丸委員

運転免許センターの開設に加えて、県南部、県西部のセンターから非常に遠い所に住む方へのフォローアップとして出張型の免許更新も開始しているところですが、そちらの運用も順調にいつておられますか。

喜多交通企画課長

出張型免許更新の運用状況でございますけれども、出張型免許更新は全国でも例のない

徳島県警察独自の取組でございまして、その運用は、1か月に4回、水曜日に、県南部と県西部の公共施設等で優良運転者と、高齢者講習を受講済みの高齢運転者の更新業務を実施いたしております。出張型免許更新の利用者数でございますけれども、県南部で308人、県西部で984人という状況でございます。

岩丸委員

県警察では、これまでも松茂町の運転免許センターにおける日曜窓口の開設や即日交付エリアの拡大等、限られた体制の下で県民のニーズに応えるようにしていただいていると承知いたしております。この度報告のあった令和3年度に向けた県警本部の施策の基本方針に、阿南・阿波両運転免許センターを活用した更なる行政サービスの拡充と書いておられますけれども、この中身について御説明いただきたいと思います。

喜多交通企画課長

更なる行政サービスの拡充でございます。

県下では年間約1万2,000人の方が運転免許試験を受験いたしてございまして、そのうちの約7割に当たる約9,000人が自動車教習所を卒業した受験者でございます。現在、運転免許取得のための学科試験は、松茂町の運転免許センターのみで実施しているところでございます。このため、運転免許センターから遠隔地にお住まいの方や高校生等の保護者からは、学科試験の受験の負担が大きく、より近い場所で開催してほしい旨の声が寄せられているところでございます。

そこで、来年度は更なる運転免許行政のサービスの一環といたしまして、阿南・阿波両運転免許センターにおける普通免許等の学科試験の実施について、他県警察への視察など調査研究を進めていくものでございます。

岩丸委員

学科試験を阿南・阿波両運転免許センターで導入ということで、利便性の向上にもつながって良いのではと思います。他県警察の状況を調査しながらということで、来年早々からスタートというのではないのでしょうか、スタート時期はどれくらいを想定されていますか。

喜多交通企画課長

実施については今のところ定まってはございませんけれども、来年度から先ほど申しました調査を開始しようと考えております。

岩丸委員

体制面等々、いろいろな課題はあるだろうと思われまますが、導入に向けてしっかりと調査研究を進めていただきたいと思います。

井川委員

過日、いろいろな業界団体から意見を頂戴したというか、いろいろな意見を聞かせてい

ただく会に出たのですが、その時に徳島県薬剤師会から質問がありました。

薬剤師も、この頃、医薬分業で、かかりつけの薬剤師ががんの終末期の患者さんを訪問するということが増えているということでございました。しかし、患者さんの家に行ってみたら、家の近くに駐車場がなく非常に困ってしまうということがあるということです。医者や歯医者は駐車禁止場所でも駐車することが認められていると聞いているんですけれども、どうして薬剤師は認められていないのだろうかという質問を受けました。

最近では、薬剤師さんも在宅患者に対する薬学的ケアが求められており、薬剤師が患者宅を訪問して、確実な業務が行えるよういろいろ努めているようであります。

そこで、まずは県内の駐車禁止場所において、どのような車であれば駐車することができるのか、お伺いします。

喜多交通企画課長

駐車禁止場所での対象除外車両についてでございます。

標識等によりまして駐車禁止場所と指定された場所であっても、徳島県公安委員会の規定によりまして、二つのケースで駐車が可能です。

一つは、徳島県道路交通法施行細則第4条で規定し、駐車禁止規制の対象から除外するものとして、パトカーや救急車等の緊急自動車や災害対応に使用する車両、電気、水道、ガス等の緊急修復に使用する車両、その他、障がい者等が使用する車両で公安委員会の許可を受けている場合があります。もう一つは、同細則第4条の2で規定をしております訪問看護や訪問介護等で、業務上やむを得ず駐車が必要であると認められる車両は警察署長の許可によりまして駐車することが可能となっております。

井川委員

駐車禁止場所でも例外的に駐車できる規定があるということは分かりました。

それでは、薬剤師の皆さんが業務で使用するときに駐車禁止場所でも駐車することができるのか、お伺いさせていただきます。

喜多交通企画課長

訪問看護や訪問介護等の業務上やむを得ず駐車が必要であると認められる車両については、警察署長の許可によりまして駐車することが可能です。医師、歯科医師、薬剤師等が、要介護者等の自宅に赴きまして、療養上の管理指導を行う居宅療養管理指導の際に使用する車両については、その必要性に鑑みまして警察署長の許可により駐車が可能です。

井川委員

命に関わるようなことはあれですが、駐車禁止場所に臨時的に車を止めるのは駐車禁止の意味がなくなるというか、何もかも認めていたらとんでもないことになると思いますので、その辺もいろいろ加味していただきたいというところですが、薬剤師さんが介護や看護など法律で決められた事業を行う場合は、警察署長の許可を受けることができるということが分かったところでありまして。薬剤師さんの業務も人命に関わる業務でございますの

で、可能な範囲で薬剤師というのも認めていただきたいと思います。

それで、警察署長の駐車許可を受けるためには、具体的にどのような手続が必要で、どういうふうに進めていけばいいのかを教えてくださいたいと思います。

喜多交通企画課長

駐車許可の手続でございますけれども、警察署長の駐車許可にあつては、訪問先を管轄する警察署長に対しまして、自動車検査証の写し等の書面を添付の上、申請書を提出していただきますと、必要な審査を行いまして1年を超えない範囲で許可をすることとしております。なお、訪問先が複数の警察署の管内となる場合は、一つの警察署長の許可で了とすること、また夜間や緊急時に訪問する場合は、警察署への電話申請によりまして許可を可能とすることなど申請者の負担軽減にも努めているところでございます。

井川委員

結構、柔軟な対応ができるんですね。全然知らなかったです。

薬剤師さんも業務によっては、警察署長の許可を受けて駐車できるということが可能であるということをお伺いしました。また、緊急の場合は電話連絡による申請もできるということが分かりました。徳島県薬剤師会には、このような規定があるということをお私からも伝えておきますので、警察署の窓口に問合せがあれば、しっかりと対応していただけるようによろしくお願いいたします。

立川委員

まず、徳島県警察におかれましては、県民の安心・安全のために御尽力いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

自転車の件ですけれども、先般の新聞報道によりますと昨年1年間に全国で自転車運転違反の摘発が2万件を超えたほか、自転車運転中の事故死者の77パーセントに違反があったということで、改めて自転車のマナーの悪さが明らかになったというところでございます。そこで、交通事故防止の観点から、自転車の安全利用に向けた取組について少しお伺いしたいと思います。

まずは、県内の自転車が絡む交通事故の発生状況について、過去5年間の推移と、自転車事故について、運転者の年齢、事故の要因や形態などの特徴と、中高生の事故の割合についても教えてくださいたいと思います。

喜多交通企画課長

まず、自転車事故の発生状況でございます。

過去5年の自転車事故の発生を平成27年から順次説明いたしますと、607件、553件、497件、459件、468件と年間500件程度で推移いたしております。なお、この発生件数は、交通事故全体の約2割を占めております。

次に、自転車事故の特徴についてでございます。

自転車事故を分析いたしますと、年齢別では25歳未満と65歳以上で全体の約7割となっております。また、自転車が関係する事故のうち、8割は自転車運転者にも法令違反があ

ること、見通しの悪い交差点での車と自転車の出会い頭事故や交差点での右左折時の巻き込み事故が多いという特徴がございます。また、中学生、高校生が当事者となる割合については約3割となっております。

立川委員

冒頭に述べたとおり、昨年、全国で2万件以上の違反者が摘発されているわけなんです。記事には徳島では摘発がなかったという記載がございます。一方で、別の報道によりますと、徳島板野警察署管内では自転車事故が増加しており、その事故の約8割に違反があったとのこととあります。これらの記事からは、徳島では自転車運転違反は検挙しないというような印象を受けるのですが、実情はどのようなになっているのでしょうか。

喜多交通企画課長

自転車運転違反の取締り状況でございます。

県警察では、飲酒運転やブレーキを備えておらず交通事故に直結するおそれのある違反等、悪質、危険な交通違反者に対して検挙措置を行っております。また、多くの中学生、高校生が交通事故の当事者となっている状況から、中高生の軽微な交通違反に対しては、自転車安全カードを交付して本人に交通ルールの遵守を指導いたしております。さらに、毎月のカードの交付状況を県教育委員会を通じて各学校に連絡いたしまして、学校における安全指導もお願いしているところでございます。このほか、毎月第2月曜日を自転車指導強化日と指定いたしまして、街頭監視等を中心とした現場指導を推進しているところでございます。

立川委員

引き続き、その取組を続けていただきたいと思います。

平成27年6月1日から、自転車の違反行為を行った者に対して講習の受講を義務付ける自転車運転者講習を開始したと伺っているのですが、その概要と本県の実績について教えてください。

喜多交通企画課長

自転車運転者講習制度は、平成27年6月から始まっております。受講命令の対象者は、3年以内に2回以上、酒酔い運転や信号無視、歩行者妨害等の危険な違反行為を繰り返した自転車運転者を対象に公安委員会が講習の受講を命令するというものです。受講時間は3時間で、内容は自転車交通教本を使用いたしまして、交通ルールに関する講義であったり、講習内容に基づくテスト等を行うなどして、自転車の安全利用につなげるものでございます。実績でございますけれども、昨年1件のみ実施いたしたところでございます。

立川委員

自転車は車と違って免許も不要ですぐ乗れることから、運転される大半の方は十分なルールを知らないままに運転されていると推測します。実際、傘差し運転や無灯火運転に罰則があるということを、私の身近な人に聞いても知っている人が少ないという状況がご

ざいまして、自転車を利用する方の規範意識がかなり低いのではないかと感じております。そこで、交通安全教育の面から自転車の交通ルールを徹底して、自転車事故を防ぐために今後どのように取り組むのか教えてください。

喜多交通企画課長

自転車の交通ルールを徹底させる取組といたしまして、県警察では、街頭における安全指導のほか、段階的、体系的な交通安全教育を実施しているところでございます。

交通安全教育につきましては、新学期の時期を捉えまして、小学生を対象に運動場や通学経路において安全な自転車利用のための実践的な教育を実施したり、中学生や高齢者を対象に体育館や公民館等において自転車シミュレーターを用いた体験型の教育を実施いたしております。このほか、高校生を対象にスタントマンが実際に交通事故を再現する講習を開催するなど、より効果的な講習に取り組んでおります。また、小学生、高齢者を対象としました自転車安全競技大会を開催いたしまして、大会を通じて自転車のルールと道路での安全利用の普及啓発にも努めております。

そのほか、学校教職員を対象とした講習会も実施いたしまして、中高生の自転車事故の現状、事故時の法令違反の現状、街頭での指導警告状況等を講義いたしまして、学校における交通安全指導の協力を依頼しているところでございます。

立川委員

引き続き、よろしくお願いします。

また、平成28年4月に施行されました徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例では、ヘルメットの着用、点検整備の実施、損害賠償保険等への加入の3本柱を基本としておりまして、県民の皆様に対して努力義務を課しています。

特に点検整備は、中高校生などの若い世代を中心とした運転者のほとんどが履行できていないのではないかと危惧しております。自転車も車と同じ車両でありまして、タイヤの空気圧、チェーンの緩み、ブレーキの効き具合などの点検を怠れば事故に直結するおそれがございます。これについては、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例第11条に規定されているように、学校が積極的に生徒に対して教育していくことが重要であると考えておりまして、県警察におかれましても積極的に学生及び教育関係者に呼び掛けを行うべきであると考えております。

そこで、自転車の点検整備を徹底させるために、今後どういう取組をされていくのか教えてください。

喜多交通企画課長

委員の御質問のとおり、平成28年4月に施行されました徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例におきましては、自転車の点検や整備に関する努力義務が規定されております。県警察も、自転車の安全利用のための点検整備は極めて重要と認識をいたしているところでございます。県内でも、過去、自転車の前照灯の故障や前輪の脱輪等、自転車の整備不良が原因となった人身事故が発生いたしております。

県警察の取組といたしまして、平成30年度から今年度の3か年にわたりまして、徳島県

自転車軽自動車商協同組合や公益財団法人日本交通管理技術協会と共同いたしまして、徳島市川内中学校をモデル校に指定いたしまして、年1回、自転車安全整備士が出張して、生徒の自転車の点検や修理等を実施しているところでございます。

引き続き、自転車の安全利用のための点検整備を促進するため、自転車販売店等への協力依頼や教育委員会、学校等への働き掛けに努めてまいりたいと考えております。

立川委員

今お答えにありました徳島市立川内中学校の取組は、実は私も先日前お話を伺ってきました。川内中交通安全プロジェクト、JNK（自転車も乗れば車の仲間入り）という取組で、免許証制度を取り入れられています。テストを受けて合格しないと自転車の免許証を出さないということで、非常に良い取組だと思いました。

自転車のマナー向上と事故が1件でも少なくなるよう、今後も一生懸命取り組んでいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

井川委員

関連で自転車に関してです。

私が住んでいるのが徳島市の加茂地区といいまして、城ノ内高校、城北高校、徳島科学技術高校と大きい高校が三つもありまして、自転車に乗る高校生で朝はすごいんです。以前みたいに、ふざけたり、悪い自転車マナーはほとんどないんですけど、逆に良すぎて、信号のない横断歩道に来たら車が止まるものだと思っているんです。左右の確認もせずに横断歩道まで来たらすっと渡っていくんです。我々も自転車が来たら止まりますけれど、今の子供たちは少し危機感がなさすぎるのではないかと。先生方が立しょうして、旗を持って横断歩道を渡らせてくれるのは分かるのですが、もう少し子供たちに危機感を持たせないといけない。狭い道から広い道へ出ていくときも、左右の確認もせずに、列を組んで流れるように自転車が来るんです。そういう指導は学校がするべきなのかも分からないのですけれど、高校に対して県警察から指導などを行っているんですか。

船本交通部長

先ほど、交通企画課長からも答弁させていただいたとおり、高校生、中学生の方については、街頭指導においていわゆるイエローカードという警告書を交付して指導を行っております。その結果について県教育委員会を通じて学校に通知させていただいて、自分の学校の生徒にどの程度、どのような違反があるのか把握していただき、学校の先生方から生徒さんたちに指導していただくように要請しております。また、校長会等をはじめ教育関係の会合に私どもも出席させていただいて、その場で生徒さんたちの自転車ルールの遵守、安全利用についての指導、教育等を徹底していただくように依頼しているという状況でございます。

井川委員

指導していただいているということは分かりました。

今の高校生、中学生は本当に守られすぎていて危機感が余りにもなさすぎる。自動車免

許を取ってみないと分からない危険というのもあると思うんですが、子供の時から、横断歩道に自転車が来たら車が止まるのが当たり前なんです。ほかでも気を付けなければいけない、いろいろなことを指導していけるような体制をとっていただきたいと思います。

山田委員

今定例会の総務委員会の事前委員会の未来創生文化部のほうで、新ホール関連について質問した際に、新ホールの来館者用駐車場について徳島中央警察署跡地や寺島公園への設置を検討するという答弁を県民文化課長から頂きました。

まず、徳島中央警察署の敷地面積はどの程度かということと、あわせて新庁舎の供用は、さきの議会でも3月1日と表明されていますけれども、徳島中央警察署の現庁舎の解体はいつ完了する予定になっているのかという点を御答弁ください。

日下拠点整備課長

現徳島中央警察署の敷地面積についてのお問合せです。現徳島中央警察署につきましては約5,000平方メートルで、全て県有地となっております。

次に、供用後の現庁舎の解体はいつかというお問合せでございますが、現庁舎の解体工事につきましても今行われておりますPFI事業の中で行うこととしておりまして、来年の令和3年7月頃から解体を開始いたしまして、令和3年内には完了する予定でございます。

山田委員

解体は令和3年7月以降、年内を目途にというふうな答弁でした。これはPFI事業で実施するということになっているわけですが、その解体費用が一体どれくらいか、分かっていたら教えてほしいというのが1点。それと、これまで徳島中央警察署の整備事業について、私も含めて議論を重ねてきました。徳島中央警察署の跡地利用についても、いろいろ意見が出たりもしました。

改めてその徳島中央警察署の跡地利用についてどういう状況なのかということについてお伺いします。

浪越委員長

小休します。（11時06分）

浪越委員長

再開します。（11時06分）

日下拠点整備課長

解体の予算は約2億2,200万円です。これは現在のところですので、その後に変更契約等がある可能性があります。

次に、解体後の跡地の利用につきましては、これまでも当委員会におきまして答弁してきましたとおり、現在のところ、県警察本部が管理いたしまして、徳島中央警察署が使用

するバス等の大型の車両がありまして、この公用車両のほか、事件捜査で県警本部からの応援や、ほかの警察署から取調べのために訪れる捜査員等の公用車両の駐車場として使用する予定でございます。

山田委員

警察関係車両の駐車場として有効活用する方針だというふうなことでした。それは、どのような車両をどの程度駐車する予定になっているのですか。

日下拠点整備課長

どのような車両を駐車する予定なのかとの御質問です。

新庁舎は、建物内に緊急車両でありますパトカー等の公用車を全て駐車することが可能となっております。旧庁舎跡地につきましては、先ほど答弁させていただきましたしたバス等の大型公用車両6台程度を駐車する予定としております。なお、警察本部の職員や、先ほど申しました他の警察署の捜査員等の車両につきましては、その空き状況に応じまして適宜駐車することとしております。

山田委員

もう一回確認ですけれども、大型車両を中心というふうなことです。そうしたら、徳島中央警察署新庁舎の中に一体どれくらいの駐車が可能なのかということをお答えいただきたい。あわせて、ここは一つの肝になるのですけれども、新ホールの来館駐車場として徳島中央警察署跡地を利用するというのが、先ほど言ったように事前委員会で出ましたけれども、知事部局から警察のほうへそういう相談を受けていたのか。受けていたのであれば、いつ頃、どのような協議であったのかということについて御答弁ください。

浪越委員長

小休します。（11時09分）

浪越委員長

再開します。（11時10分）

日下拠点整備課長

新庁舎の駐車台数につきましては、40台程度を見込んでおります。

高橋警務部理事官

新ホールに関しまして、徳島中央警察署や寺島公園についてのお話が出ましたけれども、知事部局から相談を受けていたのかということでもあります。

知事部局の担当部局のほうから事前に問合せを受けております。拠点整備課長が答弁したとおり、現在のところ、公用車の駐車場等として利用を予定している旨の回答を致しております。これは11月上旬頃に担当課の県民文化課から問合せがあったところであります。

山田委員

11月上旬頃から、警察のほうには相談があったということです。

仮に、徳島中央警察署跡地を新ホールの関係用地として使用する場合は、当初計画していた警察車両は一体どういうふうにするのかということについて、どうお考えですか。

高橋警務部理事官

敷地をどの程度、どの範囲、どのような形で利用するかについては、先ほど拠点整備課長からも答弁しましたように、6台というのは予定しておりましたけれども、適宜利用するものであります。

仮定に基づくような答弁でありますので詳細な回答は致しにくいところでありますけれども、跡地に駐車する車両は大型車両等ですので、阿波おどりなど専ら大規模な雑踏警備に当たる資材搬送車等々であります。一般論でありますけれども、本県の警察署の活動としましては、こういう大型の車両の使用は大規模な雑踏警備等々、より限定的でありますので、そういうことを考えますと直ちにその車両の駐車場がないことが警察署の活動に影響を与えるものではないという認識をしております。飽くまでも一般論であります。

山田委員

一般的には影響を与えるものではないと高橋警務部理事官から答弁がありました。

もちろん、今後の推移によっては分かりませんが、現時点で警察が所管する用地であるものの、将来、跡地を新ホールの用地として使用する可能性がある。その場合に、駐車場以外の場合も考えられますけれども、跡地利用を新ホール関係で使う場合、そして使わない場合も論議によってはある可能性もあるんですけれども、この辺を含めて県警察のスタンスだけ聞いておきたいと思います。

高橋警務部理事官

利用する場合、しない場合、様々なケースが当然あり得ると思います。

公有財産は、県民から負託された貴重な資産であります。その管理や処分は厳正になされるべきと認識しております。これは、以前から運転免許センターの処分等々でも答弁をさせていただいたところであります。

徳島中央警察署の跡地は全て県有地でありまして、これまで答弁いたしましたように、現在のところ徳島中央警察署の駐車場として県警察本部が管理した上で使用するということになっておりますが、今後、新たな利用の計画等がありましたら、現在、知事部局内において副知事を長とする徳島県公有財産最適化推進会議というものがございますので、そのような場で広く議論がなされていくものと認識いたしております。

山田委員

今日の議論を受けて、午後から及び明日また議論を進めていきたいと思います。

長池委員

今の議論を聞いてなるほどと感心しておりました。徳島中央警察署が間もなく新しく移転します。県警本部よりも立派な建物ではないかと言う方もおります。

このことについての別の視点ですけれども、建物がかなり立派になって、今の徳島中央警察署と新しい徳島中央警察署の大きさが大分違うように見えるんですけれども、中で働く人は変わるのですか。今の徳島中央警察署が新しい所に移転するだけで、業務内容や働く人が増えたりするのかどうか、そのあたりは分かりますか。

高橋警務部理事官

署員数自体は人事配置によって変わってまいりますけれども、おおむね250人というのは変わらないということであります。徳島中央警察署の老朽化、狭あい化が顕著ということで新しい庁舎になったのですが、冒頭に警察本部長からもありましたように、将来を見据えた幅広い活用を考えておまして、本部機能の一部移転や留置機能の集約化等々を考えておりますので、施設を有効に活用し、将来の治安、また防災機能の強化という観点で整備させていただいたという状況でございます。

長池委員

今までの徳島中央警察署が古い建物で手狭だったという認識はあります。欲しかった機能がなかなか付け加えられなかったところ、今回、新しくなることで設備の機能を強化するために広くなるというのはもちろん当然です。私は良いことだと思います。跡地に関しては、これから議論があるのかなと思います。

私のほうからは、あおり運転のことについてお尋ねしたいと思います。

今年の6月にあおり運転に対する罰則が改正されて、マスコミでもあおり運転がクローズアップされた時期がありました。最近は何も聞かないのですが。そんな中で、先日新聞報道から県内初の摘発があったと知りました。10月に起こった事案みたいでございます。私の中ではあおり運転で時々捕まっていると思っていたのですが、案外そうではなく、摘発されたのは今回が初めてということです。実際にあおり運転を立証して摘発まで持っていくのは難しい部分もあると思いますが、もし私があおり運転を受けたら、こういう車にあおり運転を受けたということを通報といいますか、相談をしやすい状況にはなっていると思います。これまでの通報等の実績を教えてくださいなんですけれども、特に改正になる前と後の変化が分かれば有り難いです。お願いします。

喜多交通企画課長

社会問題となっております、いわゆるあおり運転については、これまで法律上の定義がなかったのですが、本年6月30日に施行された改正道路交通法で妨害運転と定義付けられました。この妨害運転は、通行妨害目的で危険を生じさせるおそれのある方法によって一定の違反行為をした者に対して、厳しい罰則、処分を与えるものとなっております。法改正後の県内で妨害運転を適用した検挙は1件ございます。これは、本年10月、徳島市において相手の運転に腹が立ったという理由で、執ようにクラクションを鳴らしたり、割り込みをした運転者を検挙したものです。このほか、妨害運転の対象となる車間距離不保持等の一定の違反行為の検挙につきましては、1月から11月末までに420件を検挙

いたしております。また、110番や相談等の通報件数につきましては、1月から6月末までが月平均で約30件でしたけれども、法改正後の7月中は一月で64件の通報がありました。また、7月から11月末までは月平均約50件の通報が寄せられておりまして、県民の関心の高まりと認識いたしておるところでございます。

長池委員

法改正になる前は月平均で30件程度だったのが、7月からは平均50件くらいになったということです。

これは、あおり運転が増えたのではなく、あおり運転と認識する方が増えた。先ほど言いましたけれど、通報しやすくなったということなのだろうと思います。

先ほどの答弁の中に車間距離というふうにありましたが、月平均50件もあるということは、いろいろなパターンがあると思うんですけど、特に目立つものがあれば教えていただきたい。なければ、どんな通報があるのか教えていただきたい。徳島県の県民というのは、運転マナーが悪いと昔から言われておりまして、そういう部分に起因するものであるかどうか知りたいんです。傾向がありますでしょうか。

喜多交通企画課長

妨害運転の対象となる一定の行為は10類型ございます。この中で多いのが、通行区分違反と安全運転義務違反です。これは幅寄せや直前の蛇行などが例に挙げられます。

長池委員

私の手元にあるあおり運転の資料にも10区分というのがあるんです。その中の通行区分違反とはどういう違反なんでしょうか。

喜多交通企画課長

通行区分違反は、対向車線を走行中の他の車両に対しまして、当該他の車両の運転者に回避行為が必要と思わせるような方法で対向車線にはみ出すというような行為などが挙げられます。

長池委員

要は対向車線にはみ出す妨害が割と通報で上がってきておるということです。これは、どういう状況なんでしょうか。徳島は対向車線にはみ出す車両が多いんだぞとは人に説明しにくいので、どういう状況なのか、もう少し教えていただけますか。

浪越委員長

小休します。（11時24分）

浪越委員長

再開します。（11時24分）

喜多交通企画課長

先ほど、妨害運転の一定の行為に挙げられるものの説明をしたんですけれども、簡単に申しますと、車線を守らずに出たという行為でございます。

長池委員

徳島は車線を守らないで通報された人が多いと言っていいんですね。

我々はこういうところで議論した情報というのをみんなに公表しなくてはいけないのです。分かりました。

ただ、平均50件ある中でなかなか摘発までいかないというのが現状なんだろうと思います。数年前まではドライブレコーダーの画像というのは証拠にならないと説明を受けたことがあるんです。証拠としては不十分なんで、参考資料程度と説明を受けたんですが、今のドライブレコーダーの画像はそういう行為に対する十分な証拠になっているんですか。

喜多交通企画課長

立証という点について御説明します。

違反をどのように立証するかということについては、個別具体の事例に応じまして判断されるべきものであるため、一概にお答えするのは困難でございますけれども、一般論として申し上げますと、現行の暴行罪等の適用事件と同様に当事者からの事情聴取やドライブレコーダー、防犯カメラの映像等の各証拠に基づいて立証することになりますので、証拠に使えるということであります。

長池委員

当事者の事情聴取と同じくらい、それ以上にドライブレコーダーの映像のほう証拠になり得ると思っているのですが、以前に、まだ不十分であるという説明を聞いていたので確認させていただきました。ドライブレコーダーもしっかりとした証拠になり得ると、県民の皆さんにも説明していきたいと思います。

平均50件もあって、いろいろな内容がある中で、同じ車両というケース、要は、こいつまたやっているなというのはあるんですか。例えば、先月この車両番号にあおられたという通報がありました。次の月にもこの車両番号にあおられた。場所が同じ県南の国道55号線ということで同一車両と判断したというような、そういう研究までは至っていないのでしょうか。どのような状況ですか。

喜多交通企画課長

具体的な、傾向的なものは手元ございません。

一番多いのは110番通報を受けまして、現場に向かって、そこに当事者がいればドライブレコーダーなどの確認しながら、立件できるかどうかを確認いたしているところでございます。

長池委員

これから積み重ねていく上において、多分、あいつだろうというような通報が出てくる

のではないかと私は思います。

これは提案ですが、先ほど高校生の自転車についての質疑の中に、イエローカードというキーワードが出ていましたが、度々通報されよるような者は、立証が難しくてもイエローカードを送付して、あなたは過去にこれくらい注意を受けていますよ、通報されていますよといったことを知らせることができないのかなと思います。

平均50件も通報がある中で、今回初めて摘発ということですので、なかなかあおり運転というのが摘発されにくいという現状の中で、何か工夫をされたらどうかと思います。

これは答弁を求めても難しいと思うので、提案です。これからたまっていく通報やデータをうまく利用できないのかというふうに思いますので、研究していただきたいのです。

最後に、もうすぐ年末年始の交通安全県民運動というのがあると思うんですが、今後、あおり運転を中心にどういうふうな交通安全の取締りをしていくのかをお聞かせ願えたらと思います。

喜多交通企画課長

あおり運転に対する県警察の取組でございます。

県警察では、パトカーや白バイでの指導取締りを推進いたしまして、先にも答弁いたしましたとおり、交通違反等を検挙いたしているところでございます。また、これまで、関係機関・団体と連携してのキャンペーンや、各種広報媒体、免許の更新時講習時や企業等での交通安全教室を活用いたしまして、あおり運転に関する法改正やあおり運転の被害に遭った場合の対処方法などについて広報啓発を行っているところでございます。

これから年末年始を迎えまして、交通量の増加、帰省等のため県外からの人車の流入が予想されるところでございまして、今月10日から来年1月10日までの間、年末年始の交通安全県民運動が展開されることとなります。この運動の重点の一つに妨害運転等の危険運転の根絶が掲げられておりまして、パトカーや白バイなどでの街頭活動や交通指導取締りを強化するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進してまいり所存です。

長池委員

コロナ禍での取締りは難しい部分があると聞きました。例えば、飲酒運転の検問で息を吹き掛けることがやりにくいというのも聞いたことがあります。年末年始、大変とは思いますが尽力していただいて県民の安全を守っていただきたい。

よろしく願いして質問を終わりたいと思います。

高井委員

私のほうからは、県警察における新型コロナウイルス感染症対策についてと、採用の活動について伺います。

その前に、先ほど岩丸委員からの御質問で、高齢者の優良運転者に対する出張型の免許更新をやっているとのこと。県南部の308名に対して県西部が984名と大変感謝しております。三好市のほうは、阿波運転免許センターでもなかなか遠いものですから、非常に助かっておりますので、これからも感染対策をしながら続けていただけるよう

にお願いしたいと思います。

そこで、普通運転免許の学科試験についてです。

松茂町のみで実施していたものを、先ほどの御答弁によると、阿南市と阿波市でも受けられるように検討を開始するという事で、本当にこれは是非お願いします。30年近く前ですけど、私が学科試験を受けた時は三好市からなので前日入りでした。前泊して合宿のように勉強して、学科試験を受けたのを思い出しました。やはり、学科試験を受けるために松茂町まで行くためには、当然車の免許がないわけですから、送ってもらうか、公共交通機関の汽車やバスを乗り継いで行かなくてはならないのです。県南部の方も県西部の方も前泊された方がたくさんいるのではないかと思います。

ここへ来てコロナ禍ですから、試験のために集まったり前泊したりするのは危険を伴うものになってきていると思いますので、検討を開始するという前向きな御答弁で良かったと思います。時代に合わせて早く検討を進めていただきますようお願いをしたいと思います。

今でも学科試験はマークシートだと思いますので、導入するのにそんなに不都合はないんでしょうが、いろいろと整理をするのに相当な投資をしていかなければならないのではないかと思います。予算と人員等を検討していただいて、できるだけ早く実施していただけるよう、お願いを申し上げたいと思います。この点においてはお願いであります。

これについて、どれくらい検討するのですか。費用の積算などもできるだけ早くやってほしいと思うのですが、今答えられることがなければ結構ですし、あればお願いしたいと思います。

船本交通部長

具体的な日程などについては、今のところ御答弁申し上げるような段階にはございませんけれども、ただいま委員から御要望にありました事項も踏まえまして、これから前向きに検討してまいりたいと考えております。

高井委員

分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、県警察における新型コロナウイルス感染症対策について伺いたいと思います。

新潟県警察だったと思うのですが、11月11日に警察官15人が新型コロナウイルスに感染したというニュースが流れました。南魚沼警察署でしたが、所属の警察官、職員に感染が広がり、15人が感染したため、県警察が交番勤務を含む同署所属の警察官90人のうち、大半の80人を自宅待機にして、代わりに警察本部から20人を派遣する措置をとったというニュースがありました。

このニュースを聞いて、こんなことが起きると警察署が機能しなくなるというふうに心配しましたし、正に今、第3波という状況の中で全国的に医療提供体制が厳しいなど、いろんな状況が起きております。先ほどもお話がありましたけれど、警察の皆様は、業務の性質上、不特定多数の方との接触が避けられないわけでありまして、今までも対策を講じていただいているとは思いますが、改めてこの新潟県警察のことなどを鑑みると、いろい

ろな事態を想定して取組をしていただかなければならないと思います。

改めて新型コロナウイルス感染症対策にどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

田中企画課長

新型コロナウイルス感染症の一般的な対策についてでございます。

県警察におきましては、職員に対しまして、マスクの着用や手洗い、手指消毒といった基本的な感染防止対策はもとより、事件、事故の捜査などで感染が疑われる者と接触する場合もございますので、そうした場合には、感染防護服やゴーグルを着用させるなどして、職員の感染防止に努めているところでございます。

また、警察署や運転免許センターなどの警察施設の入り口におきましては、量販店等にも置かれておりますような顔の表面温度が測定できますサーマルカメラや消毒設備を設置いたしまして、来庁者の方には検温と手指消毒、マスクの着用をお願いいたしております。さらに、窓口におきましては、飛沫防止シート越しの対応等の配慮をさせていただいているところでございます。また、県内における感染状況を踏まえまして、在宅勤務や分庁舎を活用したテレワーク、時差出勤などによりまして、勤務員を分散することとしております。

引き続き、こうした取組を継続して職員の感染と感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

高井委員

一般的なそういう取組を徹底していただいているからこそ、幸い今のところ県警察では感染者がいらないということなので、実際に機能しておられるのだろうと思います。ただ、全国的に見ると、警察官の感染事例というのも複数報道されておりますし、新潟県の南魚沼警察署のように、署内でクラスターが発生するということになれば、署の機能を失ってしまうような衝撃的な事態になります。実際にこういうことがあった場合、複数の職員を警察本部からも派遣するなど、最低限の想定は必要ではないかと思います。起こらないのがいいんですが、もし万が一、こういうクラスターのような状況が発生した場合、どういうふうに対応していくかということ準備しておられるのでしょうか。

田中企画課長

先ほど委員の御質問にありましたように、新潟県の南魚沼警察署は、ほぼ全署員に当たります約90人が療養や自宅待機になりまして、約2週間にわたって警察本部から派遣された警察官を中心に、警察署の業務を行ったというふうに聞いているところでございます。県警察におきましても、こうした事態を想定いたしまして、警察本部の生活安全や刑事、交通などの各部の警察官と一般職員で構成いたします約110人体制の支援チームを編成しているところでございます。警察署で職員の感染が確認された場合におきましては、警察本部から支援チームを派遣いたしまして、事件、事故の対応とか、許認可届出事務などの業務を継続することとしているところでございます。また、隣接署とも連携いたしましてパトロールや初動対応を行いまして、署員が感染した場合でありましても管内住民の方々

に不安や不便が生じることのないように努めてまいりたいと考えてございます。

高井委員

正に今、GoToキャンペーンなども一部停止されております。しかし、経済も上げていかないといけないということで、経済活動も進められておりますので、この第3波の中で、先ほど御答弁いただいたような周到な準備というのは大事なことだろうと思います。もちろん、最初にお答えいただいたように、様々な対策を講じながらも危機的事象に向けて、引き続き、危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、先ほど警察本部長から御説明があったことなんですが、令和3年度に向けた警察本部の施策の基本方針の中で、新たな日常への対応ということで、採用活動についても触れておられました。日常生活はもとより、イベントやいろいろな業務の在り方自体にも新型コロナウイルス感染症の影響で大きな転換をしていかななくてはならないということが、どの分野でも求められております。

この間、採用活動について、今まで面接も中止になり、いろいろな形でできるだけ多種多様な人材を採ろうという努力をしてこられたと思います。特に、女性職員の採用や再任用なども、現代の様々な事象に伴って起きるようなことに対応する職員を採用したり、育てていくとされていると思うのですが、更にここへ来てアフターコロナといいます。コロナの時代において、オンラインの会議の推進であったり、ウェブセミナー等の採用活動だったというふうに、いろいろなことに取り組んでいかななくてはならないと思います。

県警察として、今後の採用活動をどのように進めていくのか、今年度の採用活動状況も踏まえて、具体的な取組内容を教えていただけますか。

生原警務課長

コロナ禍における新たな採用活動について御質問いただきました。

本年度の採用活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で合同企業説明会や大学訪問といった従来の対面型説明会の開催が非常に難しい状況でございました。

そこで、コロナ禍における新たな採用活動といたしまして、動画の撮影や配信にノウハウがある業者に委託し、国内外を問わずどこにいても参加できるオンライン説明会を実施することとしております。具体的には、県警察の採用担当者による業務説明をライブ配信し、これに対する視聴者からの質問をチャット形式で随時受け付けて回答するといったものでございまして、遠隔地にあっても臨場感のある説明会を行いたいと考えてございます。オンラインであれば、場所を問わず誰でも参加できますし、会場に足を運ぶ必要がないので参加者や採用担当者の負担も軽減され、配信動画を何度でも視聴できるなどより多くの幅広い方に参加していただけることから優秀な人材の確保につながると考えているところでございます。

高井委員

県警察も新たな取組を行っておられます。動画配信やライブ配信、チャット形式などと

というのは新た取組ですし、非常に最近の若い子はそういうことが得意だと思いますので、質の高い、気持ちを持ってやっていける良い人材を広く募集していくためにも大事なことでと思います。新たな取組にはなかなか慣れないこともあるかもしれませんが、魅力的な職場の一つとして選んでいただけるように、これからも御尽力いただきたいと思います。

また、入ってくれた方々に対する様々なケアもこれからの時代は大事だと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます、以上で質問を終わります。

福山委員

従来であれば、忘年会や新年会でにぎわう時期を迎えましたが、今年はコロナ禍により、これまでと様相が異なり、飲食店等にとっては非常に厳しい状況が続いております。そのような状況にもかかわらず、連日のように飲酒運転関連の報道がなされておりました、いまだに県内でも飲酒運転が横行しています。

そこで、飲酒運転の情勢や県警察の取組についてお伺いします。

事前委員会では、本部長から近年、飲酒運転による交通事故が増加傾向にあるとの報告がありましたが、具体的に今年の飲酒運転による交通事故はどの程度発生しているのか、昨年との比較や重傷、死亡事故の割合について教えていただけますか。

喜多交通企画課長

今年の飲酒運転による交通事故の発生状況でございます。

11月末現在で61件発生いたしておりました、昨年同時期の発生が49件でございましたことから12件の増加となっております。また、発生件数61件のうち死亡事故は4件、重傷事故は3件でありまして、飲酒事故に占める死亡、重傷事故の割合は飲酒事故全体の約1割でございます。

福山委員

今年はコロナ禍による自粛もあって、飲酒の機会も少なくなっていると思われませんが、飲酒運転による事故が昨年と比較して12件増加ということでございます。違反者の年齢や飲酒先など、今年の飲酒運転の特徴はどのようなことが挙げられるのか、お伺いします。

喜多交通企画課長

今年の飲酒運転の特徴でございます。

飲酒運転や飲酒事故により検挙した者に対する事情聴取等を元に、飲酒先や動機等を分析しました結果、年齢や時間帯に大きな変化はないんですけれども、今年に入りまして、自宅で飲酒した後の違反や事故が増加している状況がうかがえます。

福山委員

重要なのは、それを踏まえた上でどれだけ効果的な対策を行うのかということでありまして、年末年始は飲酒の機会も増えることが予想されます。

そこで、最後に飲酒運転の根絶に向けてどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

喜多交通企画課長

飲酒運転根絶に向けてどのように取り組むのかということでございます。

飲酒運転は、死亡事故等の重大事故に直結する違反であることから、取締りの強化により運転者の遵法意識を高めるとともに、社会全体で飲酒運転をしない、させないという環境づくりに努める必要があると認識いたしております。

これから年末にかけて飲酒の機会も多くなりますけれども、年末年始の交通安全県民運動が始まりますことから、飲酒運転や暴走行為等の悪質危険な交通違反の取締りを強化することとしておりまして、また、関係団体と連携の上、県民の飲酒運転根絶の気運を高める活動によりまして、悲惨な交通事故を1件でも減らすよう、全力で取り組んでまいる所存です。

福山委員

飲酒運転の根絶に向けて、広報啓発と取締りの両輪でしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。加えて、年末年始は飲酒運転に限らず、事件、事故の増加も予想されるところでありますので、抑止の面からも警察官の姿を見せる活動の強化を要望して終わります。

浪越委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第15号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時50分）